

入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、学校法人東京医科大学調達規程第 32 条によって公告する。

2026 年 5 月 28 日

I 調達内容

1 機器名

電話交換機 (PBX) 更新一式

2 調達件名の特質等

入札説明要項及び入札参加心得、仕様書による。

3 契約期間

自 契約締結日 至 2027 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

東京都新宿区西新宿 6 丁目 7 番 1 号 東京医科大学病院 総務課

5 入札方法

学校法人東京医科大学調達規程第 32 条の規程による一般競争入札の方式とし、仕様を満たす内容の金額にて第一交渉権者として選定する。

6 入札書の記載方法等

交渉権決定に当たっては、入札参加心得を確認し、かつ入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって入札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額 110 分 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

II 入札参加資格

1 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

(1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

2 令和 7.8.9 年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) において「物品の販売」のうち、A、B、C 等級の A 等級に該当し、関東・甲信越地域の競争資格を有する者。

3 アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

Ⅲ 入札書の提出場所等

1 入札説明要項及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

(1) 交付場所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6 丁目 7 番 1 号

東京医科大学病院 総務課 杉本 電話 03-3342-6111 (内線) 4506

mail : s-somu@tokyo-med.ac.jp

(2) 交付期間 2026 年 5 月 28 日 (木) から 2026 年 6 月 8 日 (月) まで

(3) 入手方法上記Ⅲ1 (1) に記載のメールアドレスに上記Ⅱに記載の参加資格を証明する書類を提出すること。入札参加資格に適合するとされた者に限り、6 月 9 日 (火) 17 時までに E メールにて仕様書を送付する。

※ 入札参加心得と公示内容が異なる場合には、公示内容を優先する。

2 質疑の提出及び回答

(1) 提出先 2026 年 6 月 12 日 (金) 17 時までに上記Ⅲ1 (1) の場所に E メールにて提出すること。

(2) 様式 質疑書の書式は定めないが Microsoft Excel にて作成すること。

3 見積書の提出

(1) 仕様を満たす見積書一部 (機器本体・工事・保守 1 年分を含む) 及び回答書を提出すること。なお、見積書には調達物品の内訳及びその金額を記載すること。

(2) 提出先 2026 年 6 月 19 日 (金) 15 時までに上記Ⅲ1 (1) の場所に E メールにて提出すること。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 2026 年 6 月 26 日 (金) 13 : 00 ~

(2) 場所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6 丁目 6 番 2 号

新宿国際ビルディング 4 階 東京医科大学 大会議室

5 開札の日時及び場所

上記Ⅲ4 の入札終了後即時実施

6 第一交渉権者の決定方法

(1) 学校法人東京医科大学調達規程第 19 条の規程に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低金額を提示した入札者を第一交渉権者として選定する。ただし交渉権取得後であっても、金額の考慮及び内訳書の精査等に基づく第一交渉権者との交渉が成立しなかった場合は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行う。

(2) 予定価格の範囲内における最低でかつ同一価格が 2 人以上あるときは、くじにより第一交渉権者とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に求められる義務

入札参加資格に適合するとされた者は，封印をした札書及び内訳書を入札しなければならない。入札者は，契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は，これに応じなければならない。

(3) 競争入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による参加，入札参加条件を満たさないものによる参加，入札者に求められる義務を履行しなかった者による参加は，無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 手続における交渉の有無 有